

令和3年度 事業計画書

総合サポートセンター ラン

1、基本理念

ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念に基づき、「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを旨とし、本事業所の基本理念を以下の通り定める。

(1) 自立支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障害の程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会（経済）活動へ積極的に参画できるように支援する。

(2) 主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意志で選択・決定し、築けるよう、可能な限り本人の意志を尊重し、自己決定ができるように支援する。

(3) 生活の質（Q、O、L）の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重要視した支援を行なう。

2、基本方針

(1) 生活介護、居宅介護等

利用者が地域及び居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排泄又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(2) 共同生活援助

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境及び共同生活住居において、相談その他の日常生活上の援助、入浴、排泄及び食事等の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 共生型通所介護、共生型訪問介護

利用者が地域及び居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の要介護の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及びその他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

3、支援計画

(1) ○生活介護（定員35名※共生型通所介護の利用定員と同様）

- ①健康管理：血圧測定、検温、問診等
- ②講座活動：クラフト、エアロビクス、お茶作法、アートフラワー、ミュージックレクリエーション
- ③創作活動：紙すき、空き箱クラフト、貼り絵
- ④余暇活動：カラオケ、DVD鑑賞、レクリエーション、散歩
- ⑤個人活動：利用者各自が主体的に取り組む活動及び取り組める環境を保証する
- ⑥訓練：社会適応訓練、調理、買い物
- ⑦選択サービス：給食、入浴、送迎
- ⑧対象地域：鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、肝付町（旧内之浦町を除く）、錦江町（旧田代町を除く）
- ⑨対象者：知的障害者
18歳以上で区分3（50歳以上は区分2）以上の方
- ⑩実施日：月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時まで（祝日も開設）
年末年始（12月30日～1月3日）は休園日
- ⑪利用料：介護給付費（市町村が定める負担額）
実費分（食材料費、光熱費、創作活動等に係る材料費）

(2) ○共生型通所介護（定員35名※生活介護の利用定員と同様）

- ①健康管理：血圧測定、検温、問診等
- ②アクティビティサービス：生きがい活動、お茶作法、クラフト、アートフラワー等
- ③余暇活動：カラオケ、DVD鑑賞、散歩等
- ④生活指導（相談、援助等）
- ⑤個人活動：利用者自身が主体的に取り組む活動及び取り組める環境を保証する。
- ⑥機能訓練
- ⑦選択サービス：給食、入浴、送迎
- ⑧対象地域：鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、肝付町（旧内之浦町を除く）、錦江町（旧田代町を除く）
- ⑨対象者：要介護者（介護保険適用者）
- ⑩実施日：月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時まで（祝日も開設）
年末年始（12月30日～1月3日）は休園日
- ⑪利用料：サービスに要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担額
実費分（食材料費、アクティビティサービスに係る材料費等）

(3) ○居宅介護

- ①身体介護：入浴介護、清拭、洗髪、食事介護、衣服の着脱の介助、その他
- ②家事援助：調理、洗濯、掃除、買い物、その他
- ③通院等介助：通院等乗降介助を除く、通院等介助（通院及びその他）
- ④生活に関する相談、助言

⑤上記に掲げる便宜に附帯する便宜

⑥対象者：障害児、知的障害者、身体障害者

○重度訪問介護

①入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助。

②対象者：身体障害者、知的障害者

○行動援護

①予防的対応、制御的対応、身体介護的対応

②生活に関する相談、助言

③上記に掲げる便宜に附帯する便宜

④対象者：障害児、知的障害者

○移動支援事業

①屋外での移動に困難がある障害者（児）についての社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援する。

・身体介護を伴う場合

・身体介護を伴わない場合

②対象者：障害児、知的障害者、身体障害者

○その他

①対象地域：鹿屋市、垂水市、東串良町、大崎町、肝付町（旧内之浦町を除く）

②利用料：介護給付費及び地域生活支援事業給付費（市町村が定める負担額）
特定費用分（実費分）

③実施日：12月28日から1月3日の期間（7日間）を除く毎日
サービス提供時間は午前6時から午後10時まで

○受託居宅介護

①委託を受けた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所へ、入浴、排泄又は食事等の支援（身体介護）を実施する。

②対象者：区分2以上で委託を受けた事業所の入居者

(4) ○共生型訪問介護

①身体介護：入浴介護、清拭、洗髪、食事介護、衣服の着脱の介助、その他

②生活援助：調理、洗濯、掃除、買い物、その他

③生活に関する相談、助言

④上記に掲げる便宜に附帯する便宜

⑤対象者：要介護者（介護保険適用者）

⑥対象地域：鹿屋市、肝付町（旧内之浦町を除く）

⑦利用料：サービスに要した費用のうち、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担額

特定費用分（実費分）

⑧実施日：12月28日から1月3日の期間（7日間）を除く毎日
サービス提供時間は午前6時から午後10時まで

(5) ○共同生活援助 [本体住居]

(定員17名：りん1(4名)、りん2(3名)、れん(10名))

- ①入居者に対して食事の提供(休日は近隣店へ食事の買い物)や健康面及び金銭の管理、余暇活動(近隣の散歩)等、日常生活に必要な助言及び援助、介護等を行う。
- ②緊急時の対応、職場等における問題への対応及び財産管理等、利用者に対し上記(5)①に掲げるもの以外の必要な援助を行う。
- ③利用者の生活状況、食事の内容、通院等に関する記録を行う。
- ④利用者負担金を徴収し、これを適正に処理すると共にこれに関する諸記録を整理する。
- ⑤利用料：訓練等給付費(市町村が定める負担額)
(必要経費：家賃、食材料費、光熱水費、通院、買い物等)

(6) ○その他

- ・重度化に対応した支援体制及び環境整備(介護リフトの導入等)を検討
- ・相談支援事業所及び居宅介護支援事業所等との連携を図り、営業活動を促進
- ・ITを活用し業務の効率化を図る。また、ICTを利用し情報共有や支援者のスキルアップを図る
- ・感染症や災害発生時等においても、継続したサービス提供が実施できるよう事業継続に向けた体制を構築する
- ・日中サービス支援型共同生活援助の検討及び準備
- ・介護保険要支援1、要支援2の方へのサービスの検討(総合事業)

4、障害者虐待防止法・権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止をめざして設けた、「利用者の人権擁護推進マニュアル-虐待の防止と虐待発生時の対応-」を適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行なわないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に沿い、障害をもつ人の権利を守り、安心して生活するために、障害をもつ人に対する虐待の通報窓口を設置し、予防防止啓発、関係機関との連携を行うため、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により、円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし法人から独立した外部有識者5名で構成する第三者委員会を設ける。

利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報保護規程及び情報公開規程」により、個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

なお、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に沿い、高齢者の権利を守り、安心して生活するために、虐待の通報窓口の整備、予防防止啓発、関係機関との連携を図る等、高齢者の虐待防止体制の整備を推進していく。

5、行事計画

(1) 年間行事

実施月	行 事
4月	定例総会 大隅地区支部会 ヘルパー研修
5月	愛光会理事会 愛光会監事監査 法人内合同行事わくわく大会 社会福祉施設経営者セミナー 生活サポート協会評議員会 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 ヘルパー研修
6月	愛光会保護者並びに役職員合同研修会 愛光会評議員会 職員健康診断 大隅地区施設職員保健体育研修会
7月	第三者委員との合同会議 社会福祉施設経営者セミナー 環境美化 社会福祉法人会計研修 全国知的障害関係施設長等会議 愛光会理事会 救急救命講習 フレンドリーホームいいぐまとの感染症対策訓練
8月	肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 愛光会評議員会 人権擁護研修会 安全運転管理者講習 職員健康診断 社会保険事務担当者研修 フレンドリーホームいいぐまとの非常時災害対応訓練
9月	愛光会内部経理監査 愛光会理事会 職員・利用者検便 社会福祉法人会計研修 フレンドリーホームいいぐまとの防災訓練
10月	県支援スタッフ部会 強度行動障害支援者養成研修 職員健康診断 職場内研修担当者研修 自主防災訓練 非常災害避難訓練 ヘルパー研修 感染症予防対応研修 フレンドリーホームいいぐまとの感染症対策訓練
11月	社会福祉法人会計研修 職場内研修担当者研修 九州地区施設長等研究大会 強度行動障害支援者養成研修 愛光会理事会 愛光会評議員会 年末調整説明会 GH特定健康診査 ヘルパー研修 インフルエンザ予防接種
12月	愛光会保護者並びに役職員合同研修会 県知福祉協会施設長等研修会 社会福祉法人経営者大会 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 ヘルパー研修 夜勤者健康診断
1月	職員・利用者検便 サービス管理責任者全体研修
2月	愛光会理事会 社会福祉施設経営者セミナー 社会福祉法人会計研修 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 社会保険事務担当者研修 サービス管理責任者分野別研修
3月	愛光会理事会・評議員会 県知福祉協会各種別分科会 ヘルパー研修 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 自主防災訓練 不審者対応防犯訓練 フレンドリーホームいいぐまとの防災訓練

※毎週木曜日はドライブサロン事業を実施

(2) 月例行事

- ◇職員会議 ◇支援スタッフ会議 ◇ヘルパー会議 ◇サービス担当者会議
◇フレンドリーホームいいぐまとの合同環境整備

6、運営管理

事業運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営を図る。

(1) 会計事務処理

会計事務に当たっては、社会福祉法人新会計基準に則り処理する。経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については、経理規程等に則り正規の簿記の原則に従い、3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること。）、②立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）

を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財政状態及び経営成績を適正に把握できるよう正確な会計処理を行う。また、全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、障害福祉サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場合には、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。なお、経営状態の透明性を図るためホームページ等で最新の経営状況を公開し、開かれた施設運営に努める。

(2) 情報公開

社会福祉法第59条の情報公開については、毎会計年度終了後3月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書などを作成し、監事の意見を記載した書面を事務所に備えて置き、当法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。また、愛光会だより及びホームページ等でも公開する。

また、当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規程及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

(3) 障害福祉サービス費・居宅介護料費の請求手続き

障害者総合支援法の障害福祉サービス費・介護保険法の居宅介護料費等については、全国共通の支払いシステムによるインタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを經由して請求する。

(4) 職員健康管理

職員は毎年1回（深夜労働その他労働安全衛生規則第13条第1項第2号で定める業務に従事する職員は6ヶ月毎に1回）、定期的に健康診断を実施する。また、労働安全衛生法第66条の10に基づくストレスチェックを年に1回の定期健康診断時に実施すると共に、看護師をメンタルヘルスの担当者として、職員のメンタルヘルス対策に万全を期す。

(5) 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実をはかる為、職員会や支援スタッフ会、ケース会議等の職場

内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行う。また、各種研修会にも積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め資質向上をめざす。特に利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実を図る。

(6) 防災対策等

事故や災害等に対する利用者及び職員の認識を深めるために、応急処置講習や避難・救出等の訓練に関する具体的な計画を策定し定期的実施し、事故等の未然防止に努めるとともに施設設備の保全に万全を期す。また、夜間等における火災発生等の未然防止対策、職員等の防災教育及び火災・地震等発生時の安全かつ迅速な避難、誘導體制を充実する等の総合的な防災対策に努める。また、併せて消防機関等との連携協力体制の確保を図る。

(7) 給食

個々の嗜好に合った給食（きざみ食等）を提供する他、食器、盛りつけを工夫し、楽しく、和やかな雰囲気の中で食事が出来るように配慮する。

(8) 保健衛生・医療

協力医療機関等と連携し、利用者の障害や健康に配慮した支援を提供する。

(9) 地域社会への貢献

地域における様々なニーズに対し、その設備、専門性、人材を活用し各関係機関と連携・協力しながら地域のニーズを解決すると共に、地域の福祉力を向上出来る様な地域貢献を主体的・積極的に行い、地域住民の理解と信頼を得て、地域コミュニティの中の総合サポートセンターランとして地域と共生し、災害等の緊急時に共助出来る様に努める。地域貢献活動として、鹿屋市社会福祉協議会の依頼を受け、生活支援型ふれあい・いきいきドライブサロン事業を毎週1回実施（飯隈町・南町）し、高齢者等交通弱者に対し、ふれあい・いきいきサロンの機能を活用しつつ買物等の交通手段を提供することにより日常生活を支援する。

(10) 地域社会との交流

地域で開催される諸行事への相互交流を通して、地域住民と利用者とのふれあいを深め、障害者福祉に対する理解と関心を高めるとともに、永年培ってきた知的障害者支援についての人的物的な専門性や設備を地域に開放し、地域福祉の充実の一助となるよう地域に根ざした開かれた施設を目指す。

(11) ホームページ

情報公開を目的にホームページを開設し、事業所のサービス内容等を紹介する。尚、当法人の個人情報保護規程に反する事項は除く。

(12) マイナンバーの取り扱い

平成27年10月より施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー制度）による利用者の個人番号については、社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い事務規程等に基づき、適正に処理する。また、職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に添い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取扱う個人ファイル等を部外者へ提供する等、不正がないよう慎重に取扱う。

(13) フレンドリーホームいいぐまとの協力連携

職員の人材確保について、各事業の人員配置を見据え協力連携が図れるよう検討を行う。また、感染症や災害時等の非常事態に備えシミュレーションを実施し、事業継続に向けた協力体制を構築する。